令和3年度議員自己評価について

1 根 拠

(1) 芽室町議会基本条例第10条第3項

議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を 1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。

2 経 過

- H25.4 芽室町議会基本条例施行
- ・H30.1.30 条例等に関する自己評価見直しについて (第22回議運)
- ・H30.2.2 見直し案について検討(第23回議運)
- ・H30.2.7 見直し案について協議(全員協議会)
- ・H30.2.20 評価すべき条文を整理し決定(第24回議運)
- ※ H25:個別条項ごとに条文評価
- ※ H29:条文評価、趣旨評価、条文や趣旨に応じた設問

3 課題

- 自身や議会の活動を振り返ることができる一方で、評価が義務的になっている。
- ・ 条文の捉え方に個人差が生じている。
- 自己評価から抽出される課題は、ほぼ毎年類似する傾向にある。
- ・ 条例評価は町民にはわかりにくい。
- 条例制定から8年。この間、条文の改廃について議論がなされていない。

4 解決策 (今後の展開)

- ・自己評価内容や項目の見直しをする
 - → いつまでに? (R3か?それともR4か?)
 - → なにを? (評価する条文や項目の変更か?別の評価手法か?)
 - \rightarrow どのように? (根拠はなにか?R4活性化策にあげるのか?)
- ・条文改廃の必要性について議論をする
 - →条例制定時と現状に乖離はないか
- 5 **今年度の取組み** 前年同様とする。